

宮崎市自転車駐車場の附置に関する条例について

1 条例の趣旨

良好な都市環境を維持し、安全で快適な市民生活の実現を図ることを目的として、新築又は増築しようとする建物には、自転車駐車場を設置し、管理する義務を条例化しております。

2 条例の対象区域

都市計画法に規定する商業地域及び近隣商業地域の全部を対象区域として指定しております。

3 対象となる建物（施設）の種類、面積と設置しなければならない自転車駐車場の規模

番号	対象となる建物（施設）		設置しなければならない自転車駐車場の規模
	種類	面積要件	
1	小売店舗	店舗面積が 400㎡を超えるもの	店舗面積 20㎡ごとに1台 ただし、店舗面積 5,000㎡ 以上の施設は 5,000㎡までが20㎡ごとに 1台 5,000㎡を超える部分は30 ㎡ごとに1台
	飲食店		
	銀行その他規則 で定めるもの		
	遊技場 (パチンコ屋を 除く)		
	映画館		
2	パチンコ屋	遊技台が100 台以上のもの	遊技台5台ごとに1台

1台未満の端数は切上げ

4 自転車駐車場の距離

新築又は増築しようとする建物に自転車駐車場を設置することが困難な場合は、その建物の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね100メートル以内である場所に設置しなければなりません。

5 届出

建築工事に着手する日前30日までに市長への届け出が必要です。

また、設置工事が完了したときは、工事完了届を提出しなければなりません。

せん。

6 措置命令

この条例の規定に違反すると、市長は違反内容についての是正に必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

7 罰 則

市長の命令に従わなかった場合は、最高50万円以下の罰金に処せられます。

8 その他の施設設置者の努力

この条例の対象とならない区域の場合でも、建物（施設）設置者は、本条例の目的に沿った自転車駐車場の設置について、努力しなければなりません。

銀行以外の規則で定めるもの

郵便局、信用金庫、農協、漁協、農林中金、商工中金、労働金庫、保険会社、証券会社等

店舗面積の算出

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 1 小売店舗 | 売場、通路、ショーウィンドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場、その他 |
| 2 飲食店 | 客席、ロビー、その他 |
| 3 銀行等 | 営業室、ロビー、応接室、ショーウィンドー、その他 |
| 4 遊技場 | 遊技室、景品交換所、その他 |
| 5 映画館 | 客席、ロビー、その他 |

自転車駐車場の1台あたりの面積（スペース）

幅 60cm以上

奥行き（長さ） 1m90cm以上

自転車の放置はみんなの迷惑です。あなたのご協力を！

自転車駐車場は快適な都市づくりの基本です。